

議 案 第 24 号

摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターに関する規定の全般にわたり条文の整備を行うとともに、児童発達支援センターの使用料の額の特例期間を延長するため、本条例を制定するものである。

摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

摂津市立児童発達支援センター条例（平成17年摂津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センター

第2条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる施設の名称は、次のとおりとする。

施設の区分	名 称
法第43条に規定する児童発達支援センター	摂津市立つくし園
障害児通所支援事業所	摂津市立めばえ園

第4条第1号中「第5条及び第12条」を「次条」に改める。

「第2章 福祉型児童発達支援センター」を削る。

第5条中「第2条第1号の福祉型児童発達支援センター（以下「福祉型児童発達支援センター」という。）」を「児童発達支援センター」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる施設において行う次に掲げる事業

ア 法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けて行う法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援に関する事業

イ 法第24条の26第1項第1号の規定による指定を受けて行う法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業

(2) 第2条第1項第2号に掲げる施設において行う法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けて行う法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスに関する事業

第6条を削る。

第7条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「入所する」を「利用する」に改め、同条中「福祉型児童発達支援センターに入所する」を「児童発達支援センターを利用する」に改め、同条第1号中「法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援」を「第5条第1号ア及び第2号に掲げる事業」に改め、「障害児」の次に「及びその保護者」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第9条を第8条とする。

第10条の見出し中「入所」を「利用」に改め、同条中「福祉型児童発達支援センターに入所しよう」を「児童発達支援センターを利用しよう」に、「入所を承認しない」を「利用を制限する」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「又は感染症の」を「にかかり、又はかかっている」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に、「入所させる」を「利用させる」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第9条とする。

第11条及び第3章を削る。

「第4章 使用料」を削る。

第16条第1項中「の保護者」を削り、「第5条第1号及び第12条第1号」を

「第5条第1号ア及び第2号」に改め、同条第2項中「の保護者」を削り、「当該保護者」を「当該利用者」に改め、同条を第10条とし、第17条を第11条とし、第18条を第12条とする。

「第5章 雑則」を削る。

第19条を第13条とし、第20条を第14条とする。

附則第3項中「平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間において」を「当分の間」に、「第5条第1号」を「第5条第1号ア」に、「第12条第1号」を「同条第2号」に、「第16条第2項」を「第10条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。